

令和 7 年度公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 内部監査計画

1 令和 6 年度内部監査の状況

デフリンピック準備運営本部（以下「準備運営本部」という。）では、東京都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン（以下「東京都のガイドライン」という。）」等を踏まえて、監査室で事務及び事業全般の執行状況の内部監査を行うとともに、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）の監事監査及び外部監査と三者で連携を図っている。

東京都のガイドラインでは、大会運営組織の本格活動時において、「ガバナンスの実効性の確保と適切な見直し」等を着眼点にしていることから、令和 6 年度は、デフリンピック特有のテーマやリスクの高い項目を重点的かつ横断的に確認することで、監査の実効性を高めるため、重点監査と業務監査を実施した。

また、三様監査体制により、監事監査及び外部監査と三者で定期的に意見交換を実施し連携を図った。

2 基本方針

令和 6 年度の重点監査では、職員の増員や職員構成の変化、外部との接触機会の増加等が見込まれることから、本部長及び各部にヒアリングを実施し、適切なガバナンス体制が十分に機能しているか、業務プロセスにおいて適切な見直しが定期的に行われているか等について確認した。業務監査では、契約事務、会計事務、文書事務、サービス管理、情報管理等について規定等に基づき適切に手続を実施していることを確認した。

令和 7 年度は、大会実施時期であることから、準備運営本部においては、より一層コンプライアンスの遵守が求められる。大会運営を公正・公平に実施していくために、大会運営に関する契約事務について職員が手続やルールを遵守した上で業務に取り組んでいるか等について、引き続き確認していくことが重要である。

また、大会を支える都民や企業などによる寄附・協賛事務については、職員が基本的なルールや手続を的確に実施しているかについても確認していく必要がある。

これらの観点から、令和 7 年度の内部監査は、令和 6 年度の内部監査での監査室ヒアリングを踏まえて、より適切なガバナンス体制の確保やリスクアプローチ等の観点から、大会運営に係る契約事務及び寄附・協賛事務を重点監査項目として重点監査を実施する。

また、契約事務、会計事務、文書事務、サービス管理、情報管理等については、令和 6 年度の内部監査の状況等を踏まえ、運用面での改善等が適切に行われているかという観点から、業務監査を実施する。

3 監査内容

(1) 重点監査

令和7年度は、大会の実施時期に当たり、上記の基本方針に基づき、状況に応じて適切なガバナンス体制が十分に機能しているか等について、リスクアプローチの観点から、大会運営に関する契約事務及び寄附・協賛金に関する事項を重点監査項目として、重点監査を実施する。

(2) 業務監査

令和7年度は、契約事務、会計事務、文書事務、服務管理、情報管理等について適正性、経済性、透明性、説明責任の担保等の観点から、業務監査を実施する。

契約事務：財務契約検討会、指名業者選定委員会 等

会計事務：現金出納簿、現金等の管理、各種帳簿類の管理 等

文書事務：事案の決定、文書等の管理、印章の管理 等

服務管理：出退勤記録、研修計画、研修実績 等

情報管理：情報の取扱い、セキュリティに関する取組 等

4 監査機関同士の連携について

令和7年度も引き続き事業団の監事監査及び外部監査とともに、三者で定期的に意見交換を実施し、連携を図る。令和7年度は意見交換を2回実施する。

1回目は6月に実施し、内部監査の状況を共有するとともに、監事監査及び外部監査の結果・課題等を確認し、意見交換を行う。

2回目は3月頃に実施し、内部監査の実施結果等を共有し、内部監査報告書についての意見交換を行う。

5 監査日程等について

4～5月：内部監査（重点監査・業務監査）の実施

6月：監査機関同士の意見交換

7月：内部監査（重点監査・業務監査）の実施

12～1月：内部監査（重点監査・業務監査）の実施

3月：監査機関同士の意見交換、内部監査報告書の公表